

平成22年（ネ）第805号 ボランティア基金返還請求控訴事件

当該事件担当裁判官御中

上 申 書

住所	[Redacted]
氏名	
上記裁判第1審に対する意見書	
<p>ボランティア基金返還請求事件の1審判決を見て驚愕したとともに、日本の司法に対しておおきな失望感を抱かざるを得ませんでした。担当裁判官はなんていい加減なのだろうと思いました。と同時に、この3年の原告達の失われた時間を思いやると、やるせない思いです。</p> <p>3年間AAの不実を訴え続け、素人ではできないほどの労力を重ね証拠を出し続けたと言うのに、その努力はあの判決では、司法により一切合切、溝に捨てられてしまったのも同然です。</p> <p>判決のどこをどう見ても、きちんと資料・証拠を見たとはいいい難く、“良心”という名の好き嫌い、前例が無いのをいいことに、資料を精査もせず、チラ見して、多少にている判例に、どこかに色つけてだしたかのような適当きわまりない判決としか思えないもの</p>	

です。高裁では、よく司法の場に見られる「和解勧告」を勧めて、それに双方乗らなければ、適当に間をとったようないい加減な判決を決して出してはほしくないと思います。

裁判官が、2審の開口一番「証拠の説明責任は被控訴人にある。」と発言したという報告を読み、大いに期待するとともに、絶対に、これからの動物愛護法やら、寄付金詐欺の防止のためにもあいまいな判決はだして頂きたくありません。

裁判官が、法廷で犯罪を見逃してどうするのでしょうか……！？

一般人の私たちには、それではいったい何を信じてこの世を生きていけばいいのでしょうか。これはもはや裁判官の司法行為ではなく、単なる不正審理だし、特別公務員暴行陵辱罪に相当する行為ともとられてもしかたありません。

原告達の失った時間はどうにもできませんが、これからの審理が充実したものになることを心から願います。

こうしている間にも、真実が闇に消えたまま、あんな判決をだされたが為に、どんどん悪徳詐欺の温床は広がっています。

どうか、2審におかれましては、証拠を十分に精査して一般人の常識に沿うような判決を心からお願い申し上げます。